

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県隠岐郡海士町

2 構造改革特別区域の名称

海士ワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

島根県隠岐郡海士町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

本町は島根半島の北東約60km沖合の日本海に浮かび、島前地区及び島後地区で形成する隠岐諸島の中に位置し、島前地区の東側、中ノ島全域を行政区域とする面積33.46km²、周囲89.1kmの自然豊かな町である。

島前地区3町村の中で唯一島内に平野が広がっているため稲作が行われている。また畜産も盛んで、稲作とともに町の基幹産業となっている。その他、黒大豆、白大豆、小豆、みかん、ぶどう等の生産が行われている。

(2) 気候

本町は島根半島沖の日本海に囲まれており、対馬海流の影響で寒暖差が少なく比較的温暖な海洋性気候である。夏の平均最高気温は30度前後、冬は平均最低気温2度前後で降雪量は少なく、2015年の年間降水量は1,436mmである。

(3) 人口

本町の人口推移は、昭和25年の6,986人をピークに減少に転じ、平成27年の国勢調査では2,354人となっている。しかし、平成22年の国勢調査からの人口の推移は20人減(△0.8%)であり、中山間地の減少率としては県内最小であり、全国的に見ても異例の減少率と言える。これは、町による産業振興を中心としたU・Iターン者の受け入れによる移住・定住者増による影響であると考えられる。

(4) 産業・経済

平成の大合併の風が吹く中、平成15年に本町は単独町制を決断したが、国の三位一体の改革による「地財ショック」が町の財政を襲い、平成20年度には「財政再建団体」への転落が確実視されていた。そうした中、行財政改革と共に断行されたのが、雇用増、外貨獲得のための第1次産業の再生である。島の地域資源を掘り起こし商品開発を行う研修生制度、「海」、「潮風」、「塩」を産業振興のキーワードに据えた島ブランドの確立、これらの取り組みを中心に産業の担い手となるU・Iターン者の増加、企業の業績アップなどの効果が現れるようになった。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

本町は四方を海に囲まれた離島であり、その特性を活かした水産物の加工・販売と、潮風の恩恵を受けた土地で繁殖・肥育を行う畜産業を主な産業として発展してきた。

一方で、水稻を中心とする農業は農家の高齢化や後継者不足により、近年は離農者が現れると作付条件の悪い農地から順に遊休農地となる状況である。一見すると自然豊かな島の風景ではあるが、山林の荒廃も深刻な課題となっており、町の景観計画を策定するなど課題解決が急がれている。

その景観計画策定にあたって町内外からの声が多かったのは、「島の田園風景を守りたい。」ということであった。町内の田や畑を守るために米のブランド化と同時にブドウ栽培の取り組みも始め、町内に農産物の生産から加工までを行う会社が設立された。後継者となる若者の移住も進みつつあり、ワイナリー設立に向けた機運が高まっている。

限られた農地の中で遊休農地化を防ぎ、小規模のワイナリーとして発展していくために、規制の特例措置による緩和が必要である。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町では、狭い島の農地面積により大規模な農業を営営することができず、小規模での営農を余儀なくされてきた。小規模営農では専業で農業に携わることができなかつたり、規制の影響で思い通り営農に取り組みなかつたりという現状がある。

今回、構造改革特別区域計画を実施することにより、小規模でもワイナリー経営できるようになり、ブドウ生産者の生産意欲の向上、品質向上、経営拡大、遊休農地対策につながる。

栽培するブドウの品種も、既存のワイン用ブドウの他、島根県が開発した品種のブドウをワイン用として使い、他の産地とは違ったワインを製造することで本町の特色が出せるものと考えている。

また、離島であることの輸送面でのハンディキャップも平成 29 年度から「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が施行されることにより航路運賃の低廉化、運送料が軽減されることから、積極的に移出にも取り組むことができ、経営の安定化につながる。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することにより、地元の農産物を使った果実酒を小規模施設でも製造することが可能になり、新規就農者の確保や農家の所得向上、安定化を図ることができる。

観光業と連携することにより、交流人口の増加や消費拡大、町としての知名度アップにもつながり、地域経済の活性化と雇用の創出も期待される。

また、遊休農地をブドウ畑として利用することで島の景観保全を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画を実施することにより、地元の農産物を使った果実酒の醸造が可能となり、新たな町の特産品として島外へ発信することができる。既存の特産品と併せた販売戦略をとることで多様な消費者のニーズにも応えることができるものと考えている。

また、観光業と連携することにより、消費拡大から交流人口の増加、雇用・新規就農者の創出にもつながることが期待される。

【経済的社会的効果の目標指標】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
特産酒類製造事業者数	1 件	1 件	1 件
特産酒類（果実酒）製造量	—	2k1	3.5k1

8 特定事業の名称

709（710） 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、温州みかん、梅、りんご又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

島根県隠岐郡海士町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、温州みかん、梅、りんご又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るため果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において本町が地域の特産物として指定した農産物（ぶどう、温州みかん、梅、りんご又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が6キロリットルから2キロリットルに引き下げられ、より小規模な事業体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな地域ブランドの創出、農業生産の拡大等、地域農業の振興が図られるとともに、交流の拡大による地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知に努めるとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。